

(3) 公的保育契約の中身の明確化。特に多様な事業者参入へのルールづくりの工夫。民営化、規制緩和の延長上ではなく、今後もその対象にならない。

保障される保育サービス内容は、養護、教育、親支援。親を「消費者」として位置づけるのではなく、保育サービスの協同生産者と位置づける。(親の取り組みを重要な「資源」とする)。

そのほか、セーフティネットの仕組み。

(4) 保育士の待遇改善・能力開発・保育サービスの質の改善の仕組み

図 1

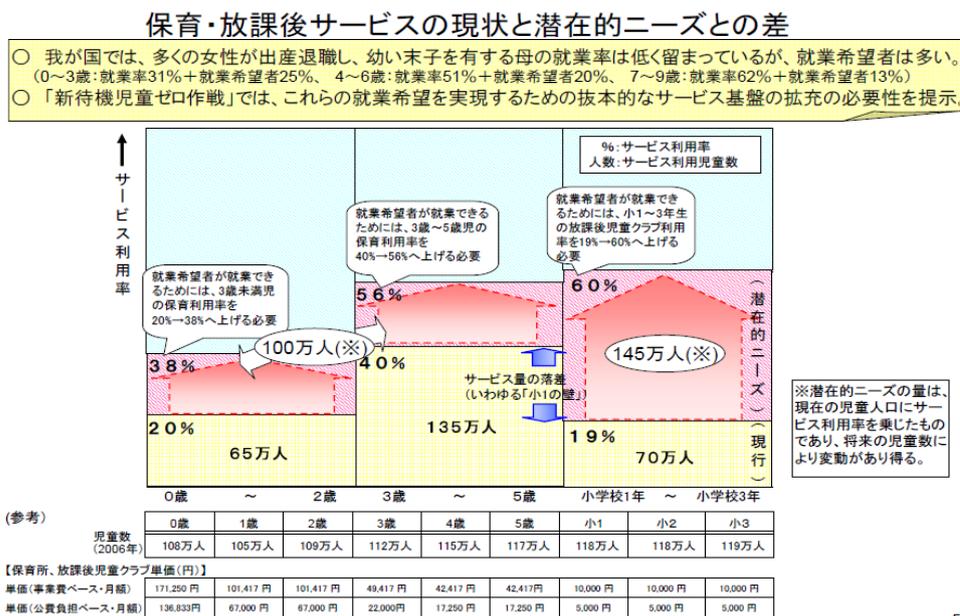
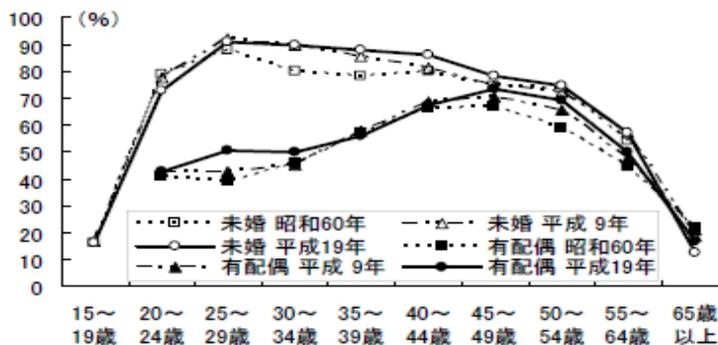


図 2 上昇してきていない有配偶労働力率

図表 2 女性の配偶関係、年齢階級別労働力率の推移



資料出所：総務省統計局「労働力調査」